

第十一條 當支部職員及會費ニ関スル事項ハ本規約ニ依リテ之ヲ定メ
第十條 當支部ノ入會費ハ、一圓ニシテ、其後毎年度ニ於テ、一圓ニシテ、

第八章

第十二條 本規約ニ違反スル者ハ、本支部ノ決議ニ依リテ、其ノ職權ニ依リテ、
第十三條 本支部ノ決議ニ依リテ、其ノ職權ニ依リテ、

第九章

第十四條 本規約ハ、本支部ノ決議ニ依リテ、其ノ職權ニ依リテ、
第十五條 本規約ハ、本支部ノ決議ニ依リテ、其ノ職權ニ依リテ、

第十章

第十六條 本規約ハ、本支部ノ決議ニ依リテ、其ノ職權ニ依リテ、
第十七條 本規約ハ、本支部ノ決議ニ依リテ、其ノ職權ニ依リテ、

財團法人協調會大阪支所

1923
K. H. J.

第十二條 既納ノ入會金及會費ハ返戻セズ

第七章

第十三條 當支部ニ顧問及相談役ヲ置ク事ヲ得

顧問及相談役ハ各機關ノ諮問及會議ニ列シ意見ヲ陳スル事ヲ得

第十四條 本規約ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意アルニ

アラザレバ改廢スル事ヲ得ズ

第十五條 本規約ハ大正十三年五月二十五日ヨリ實施ス